組見本
(B5判縮小)

★本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。
- 法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

○墓地・納骨堂の開設・経営に関する法の規制

Q　新たに墓地の造成・経営を行う場合、どのような許認可手続が必要でしょうか。また、納骨堂を作る場合も同様なのでしょうか。

A　墓地を経営しようとする場合には、墓埋法で都道府県知事（ただし、地方自治法上の指定都市または中核市にあってはその市長。）などから許可を受ける必要があるとされています。これを受けて、地方公共団体は墓地経営の許可に関する条例や施行規則を設け、許可申請手続の詳細については旧厚生省生活衛生局長からの通知などを指針として運用しています。

解　説

1　墓地の経営主体

墓地や納骨堂(以下、「墓地等」といいます。)を経営しようとする者は、都道府県知事（ただし、地方自治法上の指定都市または中核市にあってはその市長。以下同じ。)などから許可を得なければなりません（墓埋10①・19の２等）（この点については、後掲設問「**墓埋法の運用主体**」を参照してください。)。そして、この許可を与えるにあたっては、旧厚生省（環境衛生課長）から各都道府県知事宛の通知が出されており、墓地等の経営主体は、「原則として地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限る」とされてい

○永代供養墓における約款事例

Q　最近、「永代供養墓」という形式の墓が多くの墓地に設置され始めていますが、この契約関係はどのようになっているのでしょうか。

A　永代供養墓は、一口にいえば、墓の管理・供養を継承者（跡継ぎ）の代わりに寺院や霊園等の墓地経営主体が、永代にわたって行うことを請け負う契約形態の墓のことです。永代供養墓の形態には様々なものがあり、それによって契約形態も異なります。

その呼び方も、永代供養墓の他に「合葬式墓地」「共同墓」「集合墓」等があります。なお、この設問に関連した前掲設問「**永代供養墓・合葬墓**」の解説もご参照ください。

解　説

1　永代供養墓の特徴

永代供養墓の明確な定義はありませんが、ふつうのお墓との違いに着目して、その特徴をまとめるとするなら次のようになります。

① 承継者（跡継ぎ）の有無に関係なく求められる。
② 寺院（墓地の経営主体）が、故人の縁者に代わり供養（焼骨の管理）を行う。
③ 希望者は生前に申し込むことが多い。

実際の形状、焼骨を預かる際のシステムは一様ではありません。厚生省（現在の厚生労働省）においては、「墓地経営・管理の指針等について」(平12・12・6生衛発1764）の別添２「墓地使用に関する標準契約約款」の中で、永代供養墓を「埋蔵管理委託型」として約款例を通知しています。しかし、実際には、「預かるシステム」の特徴を踏まえた約款を個別に検討するべきでしょう。

2　焼骨を預かるシステム

(1)　システムの区分

焼骨を預かるシステムを大別すると、次のようになります。

【書式１】　墓地台帳

第２号様式（第１条関係）

（表）

墓地台帳									
名称		○○霊園							
所在地		東京都○○区○○１－２－３							
経営者	法人の名称等	○○○○（代表者の氏名　甲野　太郎　○○年○月○日生）							
	事務所の所在地	東京都○○区○○２－３－４　電話○○(○○○○)○○○○							
管理者	氏名	乙山　次郎　○○年○月○日生							
	住所	東京都○○区○○３－４－５　電話○○(○○○○)○○○○							
経営主体		地方公共団体・宗教法人・公益社団法人・公益財団法人・個人（専用・共用）							
敷地面積		○○ ㎡	墳墓区域面積		○○ ㎡	墳墓区画数		○○ 区画	
収受番号及び収受年月日	許可の種別	調査 年月日		決定 年月日	許可番号及び許可年月日	交付 年月日	工事完了届受理年月日	変更事項等	
No.		0·0·0	0·0·0		No.				
0·0·0	○	··	··	0·0·0	0·0·0	0·0·0	0·0·0		
No.		0·0·0	0·0·0		No.				
0·0·0	○	··	··	0·0·0	0·0·0	0·0·0	0·0·0		
No.		··	··		No.				
··		··	··	··	··	··	··		

【資料３】（「システムＡ」のケースにおける事例）

宗教法人　○○○

○○霊園　永代供養墓　使用契約約款

第１条（主旨）
この使用約款は、宗教法人○○○寺（以下「甲」とする）が運営する規格永代供養墓（以下墓地という）の使用・及び共用部分の環境維持に関し必要な事項を定め、その内容が適切に行われることを目的とします。

第２条（使用資格）
墓地契約希望者は、第３条以下に定める規定に基づいた契約成立後、契約日から起算して50年間にわたり、同墓地の使用者（以下「乙」という）となります。本条によって使用者「乙」となった者に対しては、契約期間における共益維持費（第11条）及び契約終了時に発生する改葬関連諸費用が免除されます。

第３条（契約の成立日）
「乙」が、「甲」に対して「甲」が別に定める金員を全額支払い、本使用契約約款の内容を理解した証として、本使用契約約款及び「甲」が必要と認める書類に記名捺印し、「甲」指定の手続きを完了することで「甲」「乙」間の契約が成立し、同日を「契約日」とします。

第４条（契約期間）
「甲」「乙」の契約期間は、第３条でいう契約成立日から起算して、50年間をもって終了といたします。

２　「甲」は「乙」住所（第５条参照）に宛て、契約期間終了の２ヶ月前までに書面郵送にて契約終了日の通知を行います。「乙」は、遺骨引取の意思がある場合、契約期間終了日前までに14条手順により、ご遺骨の返還手続きをして下さい。

３　契約期間終了後に「甲」が、「乙」が権利を有していた[墓地」に納められていた焼骨・骨壺等を改葬し、「甲」敷地内施設に合祀をした後、「墓地」にある墓石を撤去することになります。

第５条（使用者の名義・住所等変更された事柄に関する届け出の義務）
「乙」が死亡、もしくは使用者としての義務を果たし得ない状態である場合、「甲」はこれを確認し、民法897条等に基づき同「墓地」の使用者を新たに認めることができることとします。新しい使用者「乙」が同「墓地」の使用者たり得る期間は、本第２条で規定した50年間の残存期間に限るものとします。

★施設の管理・運営、サービスをめぐる諸問題をわかりやすく解説！

Q&A 墓園・斎場 管理・運営の実務

編集　墓園・斎場実務研究会
代表 横田　睦
（公益社団法人 全日本墓園協会主任研究員）

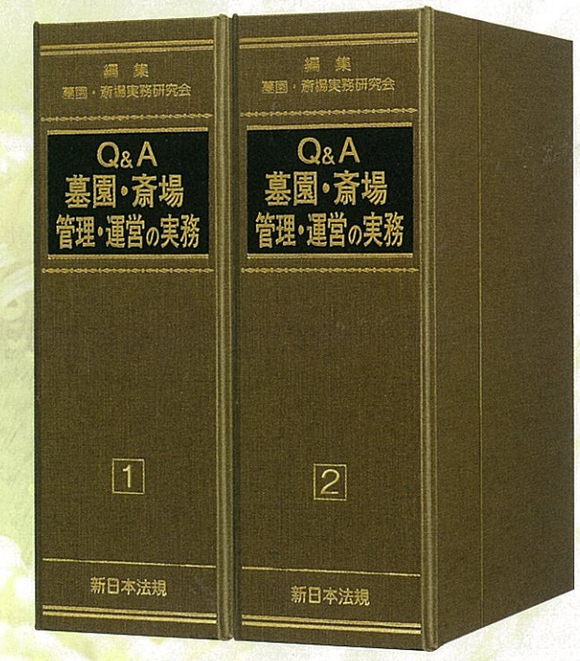

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。
（特許第3400925号）

墓地・納骨堂をはじめ、葬祭施設関係者必備！

- ◆これまで蓄積された実務対応事例を余すことなく登載！
- ◆個人情報保護や指定管理者制度など今日的な問題を盛り込んだ最新の内容！
- ◆実務に必要な諸手続や書式例を具体的に掲載！
- ◆関係する法令や通達、統計データなどの有用な資料を豊富に収載！

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,650頁
定価12,100円（本体11,000円）送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

0120-089-339 受付時間 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）
WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp
法令情報を配信!

総合法令情報企業として社会に貢献　新日本法規出版
公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信

掲載内容

第１章
墓地の開設・経営をめぐる法と実務

○墓地・納骨堂の開設・経営に関する法の規制
○墓埋法における許認可について
○墳墓と納骨堂の違い
○墓地と霊園と公園墓地の違い
○墓地の許可における構造設備規制
○墓地の許可における住民の同意
○墓埋法の運用主体
○墓地の許可名義と協力金等
○名義貸しを防止するには（許可をする墓地の運営の安全性の確保）
○墓地経営主体の適格性
○公益法人制度改革における墓地経営主体の既存の公益法人の位置付け
○神社による墓地経営
○墓地内に納骨堂を設ける場合の手続
○納骨堂・永代供養墓（等）の規模
○みなし墓地と無許可墓地
○みなし墓地と地目
○無許可墓地の取締り
○永代供養墓・合葬墓
○墓地の経営規模の判断基準（需要算定）
○墳墓建立時の対応と指定石材店
○墳墓建立時における石材店とのトラブル
○墳墓の建立工事や形状・大きさ等への対応
○墳墓の建立数・刻字等への制約
○墳墓・墓石と著作権、商標権
○石材の産地証明や商標登録などに関連した表示
○個人墓地・共同墓地の適正な管理・運営へのアプローチ
○両墓制が慣習となっている地域における墓地の許可のあり方
○墓地を移転させるための手続
○墓地の経営主体に、破産もしくは認証の取消しがなされた場合
○公営墓園の整備の進め方およびこれにより生じた空き地利用

第２章
埋葬・火葬をめぐる法と実務

○火葬・埋葬に関する墓埋法の定めの概要
○埋蔵と収蔵の違い
○土葬をめぐる現状
○土葬・火葬をするための許可証の記載や取扱い
○海外で死亡した故人を国内の墓地に埋蔵・埋葬する場合
○身元不明の死亡者等への対応
○孤独死が発見された場合の対応と問題
○死亡胎児 ―全国の取扱い実態―
○埋葬許可証以外の「埋蔵（収蔵）許可証」
○許可証における記載事項を変更するための手続
○火葬許可証を紛失した場合の埋（収）蔵
○火葬許可証を紛失した場合の埋（収）蔵
○既に墳墓におさめてある焼骨の分骨
○墳墓所内カロートに納めることができるもの
○焼骨を相当期間自宅で保管していたものを埋蔵する場合
○自宅での分骨
○改葬にあたらない焼骨の移動・取出し
○無許可の墓地・納骨堂からの焼骨の改葬
○改葬許可証により火葬されるケースと許可証の意義
○医大等から依頼を受けた遺体の火葬
○撒　骨
○撒骨を受け入れる側として設けておくべき規制
○樹木葬
○ペットの火葬・ペット霊園

第３章
墓地の使用をめぐる法と実務

○墓地使用権の法的性質
○墓所建立契約の法的性質
○墓地使用権の承継をめぐる法律問題
○墓地使用契約時に契約者が内縁関係にある者であった場合
○墓地の使用契約に関する約款（墓地使用規則・墓地管理規則）
○寺院境内型墓地の約款規定事項と転宗者の墓地使用
○永代供養墓における約款事例
○墓地使用権の承継手続
○近親者以外の者からの改葬
○墓地の管理台帳と墓碑の姓が異なる場合
○相続人が使用権を承継しないままに行方不明・音信不通になってしまっている墓地
○墓地使用者が死亡した際の祭祀承継者の選定
○信者以外への墓地使用権の承継と対応策
○使用許可（契約）の承継手続（同意書）
○墓地使用権の生前承継
○いわゆる両家墓と呼ばれる墳墓に関する規則・規制の有無
○団体への墓地使用権を認める場合
○法人・団体による墓地使用権の承継
○親族ではない者から受けた墓地使用権の名義変更の申請の取扱い
○墓地使用権の有期限化
○土地区画整理に伴う墓地の取扱い
○市町村合併等に伴う村落共同型墓地の管理
○行政区域の編入による墓地等にかかわる問題
○墓地が破産した場合の墓地使用権の帰趨
○管理が不十分な公営墓地の調査と以後の運営
○合葬墓・永代供養墓における運用と実務
○墳墓地への抵当権の設定

第４章
墓地の管理・運営をめぐる法と実務

○寺院の典礼施行権と埋葬の拒否
○墓地内におけるゴミ処理対策
○墓地への不法投棄等、トラブルと対応
○墓地内における除草・植栽管理
○墓地内における害鳥・害獣対策
○墓地が災害に罹災した時
○墓地内におけるいたずら・犯罪対策
○指定している墓参時間以外における墓園の閉鎖
○墓地内で生じた事故・天災等への対応
○焼骨の無断埋蔵への対応
○墓参代行サービス
○墳墓の倒壊・転倒防止対策
○墓地使用者の義務
○壁面型・芝生型墓所等の維持管理について
○墓所区画の境界をめぐる紛争
○指定石材店制度
○指定管理者制度
○指定管理者の選考手順
○墓地の課税
○建墓していた「お墓」の譲渡
○「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に関する概要
○個人情報の利用の際の注意点
○個人情報の保護のための具体的な取組み
○墓地の管理・運営にかかわる個人情報保護
○特例民法法人および宗教法人の運営
○宗教法人等の墓地にかかわる管理・運営の会計帳簿の閲覧
○公営の墓地を求めるためには

第５章
墓地の管理料の算定・徴収をめぐる法と実務

○墓地管理料の算定方法と設定基準
○管理料の法的性格
○墓地管理料の徴収
○墓地管理料以外の手数料の具体例
○永代管理料の徴収
○使用関係の解消を想定した滞納管理料の請求
○使用関係の継続を前提とした滞納管理料の請求
○墓地使用権の消滅事由としての管理料の不払い
○管理料未納者・滞納者への対応方法
○滞納管理料を請求できる使用者の親族等の範囲
○管理料滞納者の墓所区画の整理（焼骨の取出し、墓石の撤去）

第６章
墓地使用権の消滅と改葬をめぐる法と実務

○墓地使用関係の解消規定
○墓地使用権の終了と墓地の返還
○公営墓地における使用権の取消手続
○墳墓未建立の墓所区画の使用許可取消と使用契約の解除
○祭祀財産としての墳墓を承継し得る者の放棄
○使用者の事情による墓地使用契約関係の解消
○墓地使用関係解消後の対応
○改葬に関する法規制の概要
○無縁改葬における官報公告の内容
○無縁改葬の手続と申請書類等
○有期使用契約における期間経過後の無縁改葬
○無縁改葬後の焼骨の取扱い
○無縁改葬後の墳墓の取扱い・再貸付け
○無許可墓地の墳墓にある焼骨からの改葬許可の申請がなされた場合
○墓地外周工事中に出土した墓石や焼骨への対応

第７章
火葬場の開設をめぐる法と実務

○都市計画事業としての火葬場建設
○都市計画事業での火葬場の施設規模
○都市計画事業によらない火葬場の改修・新設
○ＰＦＩ事業方式による火葬場の整備
○住民の要望による葬儀場の建設
○「葬祭・火葬（施設）」の新たなアイディアと、これらが提案された背景

第８章
火葬場の運営をめぐる法と実務

○柩の中におさめられる副葬品等
○残骨灰の取扱い
○残骨灰の取扱いと有害物質対策
○火葬場における焼骨の遺棄
○火葬場における「分骨証明書」
○火葬場の休日
○火葬業務受付の効率化
○火葬場での「拾骨放送」はどうあるべきか
○火葬炉の維持管理・保守点検
○火葬場における感染症問題
○火葬場における災害時の特別運営体制・計画
○災害時における火葬許可
○火葬手数料ー全国の火葬手数料の実態ー
○霊柩運送事業の経営
○霊柩運送事業の適正な運営
○霊柩自動車の種類
○霊柩自動車による遺体の輸送の申込み
○霊柩自動車の運賃・料金の計算の方法
○災害発生時に亡くなられた遺体の輸送
○霊柩自動車の乗入れ規制

第９章
葬儀をめぐる実務

○葬祭事業を取り囲むビジネス環境
○葬儀業を営む事業主体（業者）の分類
○アンケート調査から見える我が国の葬祭業における特徴
○公正取引委員会が行った葬儀サービス業に対する調査の意義と指摘の意味
○葬祭業者としての消費者トラブルや苦情への対処・解消の方法
○葬儀の一連の流れにかかわる業種とその実態
○互助会の成り立ちと適切な運用
○我が国におけるエンバーミングの状況
○葬儀の生前契約と生前葬
○葬儀施行を担う葬祭ディレクターとは
○セレモニーとしての葬儀と個人情報管理
○葬儀の変化に対応する葬祭業者の考え方とは
○大規模災害時における葬送事業の緊急性と取組み
○社葬・合同葬の営み方と葬儀費用や香典の税務
○日本における葬祭業での感染症対策とエンバーミング
○葬祭事業の今後の業態変化の可能性
○平成17年国勢調査の結果が示す日本の将来予想

参考資料

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください

新日本法規出版株式会社

本　社
総轄本部　〒460-8455　名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社　〒162-8407　東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社　〒060-8516　札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社　〒981-3195　仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社　〒162-8407　東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社　〒337-8507　さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社　〒460-8456　名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社　〒540-0037　大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社　〒730-8558　広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社　〒760-8536　高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社　〒810-8663　福岡市中央区大手門3丁目3番13号

(2021.3)568-1⑧

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。